

令和2年4月8日

就職活動をしている皆さんへ

秋田県立大学学長
小林 淳一

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る就職活動対応方針について

4月7日（火）に、東京都を始めとする7都府県に緊急事態宣言が発令されました。また、これに先立つ4月5日（日）には、「緊急広報 知事から県民の皆さまへのメッセージ」により、県外及び感染が拡大している地域への不要・不急の外出自粛、並びに県外から転入、帰省等した方に対する2週間程度の外出自粛の要請がありました。

これを受けて、本学学生の就職活動について、次のように定めることとします。なお、本方針の適用期間は5月6日（水）までとし、期間の延長については、感染拡大の状況等を見ながら、見直しを行うものとします。

1 基本方針

原則として、感染が拡大している地域（緊急事態宣言が発令された東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県並びにこれに準ずる地域として愛知県、京都府）での就職活動は自粛して下さい。既に予定されているものは、webでの選考や期間の延長を申し入れる等、現地での活動は避けるようにしてください。なお、判断に迷う場合は各キャンパスのキャリア情報センターに相談してください。

2 やむを得ず、該当地域で活動した場合

帰秋日より2週間程度は大学へ登校しないようにしてください。その期間の授業は公欠とします。可能な限り外出を控え、人との接触を最小限とし、家庭内（寮内）においても、マスクを着用するなど、自らが感染している可能性があることを想定した行動をとってください。

ただし、大学での至急の用件がある場合は、指導教員に電話等で事前に相談し、止む得ないと判断されたときは大学への登校を認めます。その場合でも、至急の用件が終了次第すみやかに帰宅してください。

なお、上記による外出自粛中は健康状態を十分に観察し、体調に変化があれば、その旨を大学に連絡してください。併せて、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、国が示す帰国者・接触者相談センターへの相談の目安に該当する場合には「あきた帰国者・接触者相談センター（TEL018-866-7050）」に連絡してください。

3 就職活動のスケジュールリングについて

就職活動においては指導教員やキャリア情報センターと相談し、卒業に支障が生じないようスケジュールリングしてください。特に、上記2によって公欠が生じる場合は、必ず事前に指導教員に相談してください。

4 本方針の適用開始日について

4月9日（木）からの適用とします。

以上